厚生労働省発社援 0 2 2 9 第 3 号 令 和 6 年 2 月 2 9 日

都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長

厚生労働事務次官 (公 印 省 略)

令和6年能登半島地震による災害に係る社会福祉施設等設備災害復旧費の 国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「令和6年能登半島地震による災害に係る 社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、令和6年 能登半島地震による災害が発生した日から適用することとされたので通知する。 (別紙) 令和6年能登半島地震による災害に係る社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金交付要綱

(通則)

1 令和6年能登半島地震による災害に係る社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金 (以下「補助金」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補 助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号) 及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省令第6号)の規定によるほ か、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2 この補助金は、令和6年能登半島地震による災害により被災した障害福祉サービス 等事業者等の事業再開に対する支援を図り、令和6年能登半島地震による災害の被災 地における障害福祉サービス等の確保を図ることを目的とする。

(定義)

- 3 この交付要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1)被災都道府県

令和6年能登半島地震による災害により被災した事業所、施設等の所在する都道 府県

- (2)被災地方公共団体被災都道府県並びに被災都道府県の管内の指定都市及び中核市
- (3)被災事業所等

被災地方公共団体の区域内に設置される、次の表1の第1欄に定める事業所、施 設等であって、令和6年能登半島地震による災害により、備品、設備等に被害を受 けたものをいう。

表1)	
1 事業所、施設等	2 定義
(1) 保護施設	生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条に
	基づく保護施設。
(2) 社会事業授産施設等	
① 社会事業授産施設	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項
	第7号に基づく授産施設。((1)による授産施設を除
	<. )
   ② 地域福祉センター	<ul><li>で成6年6月23日社援地第74号厚生省社会・援護</li></ul>
(A型、B型)	一大成の中の月23日社後地第747厚土自社会 接機
· — · — ·	
③隣保館 	平成14年8月29日厚生労働省発社援第0829002号
	厚生労働事務次官通知「隣保館の設置及び運営につい
	て」
④生活館	平成14年8月29日厚生労働省発社援第0829002号
	厚生労働事務次官通知「隣保館の設置及び運営につい
	て」
⑤生活困窮者・ホームレス	令和5年7月31日厚生労働省・国土交通省告示第1
自立支援センター	号ホームレスの自立の支援等に関する基本方針
⑥へき地保健福祉館	昭和40年9月1日厚生省社第222号厚生省事務次
	官通知「へき地保健福祉館の設置運営について」
  (3)介護福祉士等養成施設	社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30
	号) 第7条又は第40条
  (4)障害福祉サービス事業所	
① 居宅介護事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた
① 店七月護事未別	めの法律(平成17年法律第123号)第5条第2項に
	規定する居宅介護を行う事業所をいう。
② 重度訪問介護事業所	同法第5条第3項に規定する重度訪問介護を行う事業
	所をいう。
③ 同行援護事業所	同法第5条第4項に規定する同行援護を行う事業所を
	いう。
④ 行動援護事業所	同法第5条第5項に規定する行動援護を行う事業所を
	いう。
⑤ 療養介護事業所	同法第5条第6項に規定する療養介護を行う事業所を
	いう。
   ⑥ 生活介護事業所	同法第5条第7項に規定する生活介護を行う事業所を
<b>→</b> 111/1 12 ₹ /\/\/\/\/	いう。
(7) 自立訓練事業所	同法第5条第12項に規定する自立訓練を行う事業所
U 日 丛 訓	をいう。
⑧ 就労移行支援事業所	同法第5条第13項に規定する就労移行支援を行う事

- ⑨ 就労継続支援事業所
- ⑩ 就労定着支援事業所
- ① 自立生活援助事業所
- (5) 障害者支援施設
- (6) 短期入所事業所
- (7) 共同生活援助事業所
- (8)身体障害者社会参加支援 施設
- (9) 盲人ホーム
- (10) 市町村障害者生活支援 センター
- (11) 地域活動支援センター
- (12) 福祉ホーム
- (13) 相談支援事業所
- (14) 日常生活支援住居施設
- (15) 婦人相談所
- (16) 一時保護所
- (17) 婦人保護施設

業所をいう。

同法第5条第14項に規定する就労継続支援を行う事業所をいう。

同法第5条第15項に規定する就労定着支援を行う事業所をいう。

同法第5条第16項に規定する自立生活援助を行う事業所をいう。

同法第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。

同法第5条第8項に規定する短期入所を行う事業所を いう。

同法第5条第17項に規定する共同生活援助を行う事業所をいう。

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5 条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設をい う。

昭和37年2月27日社発第109号厚生省社会局長 通知「盲人ホームの運営について」に基づく盲人ホーム をいう。

平成8年5月10日社援更第133号厚生省社会・援 護局長通知「市町村障害者生活支援事業の実施につい て」に基づく市町村障害者生活支援センターをいう。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第27項に規定する地域活動支援センターをいう。

同法第5条第28項に規定する福祉ホームをいう。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する相談支援事業を行う 事業所をいう。

生活保護法(昭和25年法律第144号)第30条に基づく日常生活支援住居施設。

売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条第 1項及び第2項に基づく婦人相談所。

同法第34条第5項に基づく要保護女子を一時保護する一時保護施設。

同法第36条又は第39条に基づく要保護女子を収容保護するための婦人保護施設。

(交付の対象)

- 4 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。
- (1)被災地方公共団体が設置する被災事業所等について
  - ア 開設準備経費

被災事業所等の事業再開に要する初度設備に係る経費に補助金を財源の全部又 は一部として充てる事業

イ 災害復旧設備費

被災事業所等の必要な設備の復旧に係る経費に補助金を財源の全部又は一部と して充てる事業

ウ 災害復旧大規模生産設備費

被災事業所等のうち、工賃引き上げを図るための大規模な生産設備(就労訓練 設備)の復旧に係る経費に補助金を財源の全部又は一部として充てる事業

- (2)被災地方公共団体内の市町村(指定都市又は中核市を除く。)又は民間事業者が設置する被災事業所等について
  - ア 開設準備経費

被災事業所等の事業再開に要する初度設備に係る経費について、当該被災地方 公共団体が補助する事業

イ 災害復旧設備費

被災事業所等の必要な設備の復旧に係る経費について、当該被災地方公共団体 が補助する事業

ウ 災害復旧大規模生産設備費 被災事業所等の工賃引き上げを図るための大規模な生産設備(就労訓練設備)の復旧に係る経費について、当該被災地方公共団体が補助する事業

### (交付の対象外費用)

- 5 この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。
- (1) 国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業
- (2) 施設整備を目的とする事業(土地や既存の建物の買収、土地の整地を含む。)
- (3) 事業の復旧に要する初期契約費用のうち、後年度に貸主等に返還義務が発生する 費用(敷金、保証金等)
- (4) 障害者に対する障害福祉サービス等の提供に資することのないもの。
- (5) 令和6年能登半島地震による災害により被災した被災事業所等の復旧と認められないもの。(当該備品購入が、効率的な障害福祉サービス等の提供に資する場合を除く。)
- (6) その他、災害復旧事業として適当と認められないもの。

### (交付額の算定方法)

6 この補助金の交付額は、被災事業所等の設置主体ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

## (1) 4の(1)の事業

- ア 次の表2の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを 比較して少ない方の額を交付額とする。

## (2) 4の(2)の事業

- ア 次の表2の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ アにより選定された額と被災地方公共団体が補助した額とを比較して少ない方 の額を交付額とする。

# (表2)

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
開設準備経費	1 か所あたり 1,000千円	当該被災事業所等の事業再 開に必要な需用費、役務費、 委託料、使用料及び賃借料 (土地、建物に要する経費を 除く。)、備品購入費	定額
災害復旧設備費	1か所あたり 5,000千円		定額
災害復旧大規模 生産設備費	1 か所あたり 15, 100千円	就労訓練設備事業の災害復 旧に必要な備品購入費、工事 費、又は工事請負費、工事事 務費(工事施工のため直接必 要な事務に要する費用であっ	定額

て、旅費、消耗品費、設計監
督料等をいい、その額は、工
事費又は工事請負費の2.6
%に相当する額を限度額とす
る。)

### (交付の条件)

- 7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を 受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、 速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、 その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後において も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなけれ ばならない。
- (8)補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、別紙様式4により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。
- (9)補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又

は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の 規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管 しておかなければならない。

- (10) 被災地方公共団体は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に 交付しなければならない。
- (11)被災都道府県は、間接補助金を間接補助事業者(地方公共団体に限る。)に交付する場合には、間接補助事業者に対し、(1)から(9)に掲げる条件を付さなければならない。この場合において、(1)から(4)、(6)及び(8)中「厚生労働大臣」とあるのは「被災都道府県知事」と、(5)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「被災都道府県知事の承認」と、(6)及び(8)中「国庫」とあるのは「被災都道府県」と、(8)中「別紙様式4」とあるのは「別紙様式4に準じた様式」と、(9)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。
- (12) 被災地方公共団体は、間接補助金を間接補助事業者(地方公共団体を除く。)に交付する場合には、次の条件を付さなければならない。
  - ア (1) から (7) までに掲げる条件。
    - この場合において、(1)から(4)及び(6)の規定中「厚生労働大臣」とあるのは、被災都道府県が補助を行う場合は「被災都道府県知事」と、被災都道府県の管内の指定都市又は中核市が補助を行う場合には「市長」と、「国庫」とあるのは、被災都道府県が補助を行う場合は「被災都道府県」と、被災都道府県の管内の指定都市又は中核市が補助を行う場合は「市」と、(5)中「50万円」とあるのは、「30万円」と、「厚生労働大臣の承認」とあるのは、被災都道府県が補助を行う場合は「被災都道府県知事の承認」と、被災都道府県の管内の指定都市又は中核市が補助を行う場合は「市長の承認」と、読み替えるものとする。
  - イ 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
  - ウ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び 地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含 む。)は、別紙様式4に準じた様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の 属する年度の翌々年度6月30日までに被災都道府県知事(被災都道府県の管内 の指定都市又は中核市が補助を行う場合は市長。以下、この号において同じ。) に報告しなければならない。

なお、間接補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、

一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、被災都道府県知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税 に係る仕入控除税額を被災都道府県(被災都道府県の管内の指定都市又は中核市 が補助を行う場合は市)に返還しなければならない。

- (13) (11) 又は(12) により付した条件に基づき、被災都道府県知事若しくは被災都 道府県の管内の指定都市の長又は中核市の長が承認又は指示する場合には、あらか じめ厚生労働大臣の承認を得なければならない。
- (14) 間接補助事業者から財産の処分による収入又は間接補助金にかかる消費税及び地 方消費税に係る仕入税額控除の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額 の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

### (申請手続)

8 この補助金の交付の申請は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、別に定める期日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

### (変更申請手続)

9 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続きに従い、別に定める期日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

### (交付決定までの標準的期間)

10 厚生労働大臣は、8又は9に定める申請書が到達した日から起算して、原則として 2月以内に交付の決定(変更の決定を含む。)を行うものとする。

### (補助金の概算払)

11 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

### (実績報告)

12 この補助金の事業実績報告は、事業完了の日から起算して1か月を経過した日(7の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、別紙様式3による事業実績報告書に関係書類を添えて、厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

## (補助金の返還)

13 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超

える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に 返還することを命ずる。

# (その他)

14 特別の事情により、6、8、9及び12に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

## 別紙様式1

令和6年能登半島地震による社会福祉施設等設備災害復旧費の国庫補助金調書

玉					地方公共団体名							
		歳		入			歳		出			
歳出予算科目	交付決定の 額	科目	予算現額	収入済額	科目		助金相当額		助金相当額		うち国庫補 助金相当額	備考
	円		円	円		円	円	円	円	円	円	
(項) 障害保健福祉費												
(目) 社会福祉施設等設備 災害復旧費補助金												

#### (作成要領)

- 1 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付金の額を記入すること。
- 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあっては、款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 5 補助事業等の市町村の歳出予算額の繰越が行なわれた場合における翌年度に行われる当該事業等に係る交付金についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において地方公共団体 の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に交付金額を内書( ) をもって附記すること。

 号

 年
 月

 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事指定都市の長中核市の長

令和6年能登半島地震による社会福祉施設等設備災害復旧費補助金の 交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助金申請額 金 円
- 2 事業の種類
- 3 所要額内訳 別紙(1)のとおり
- 4 事業計画書 別紙(2)のとおり
- 5 都道府県(指定都市及び中核市)の歳入歳出予算(見込)書抄本

# 令和6年能登半島地震による社会福祉施設等設備災害復旧費の国庫補助金所要額内訳

/ Jany Te	1付完 指正都市 中核市	10/										<u>(単位:円)</u>	
No.	設置主体名 (都道府県·市町村 ·民間事業者等)	事業所等名称	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費 実支出予定額	基準額	国庫補助 基本額	地方公共団体 補助額	国庫補助 所要額	既交付決定額	差引額	備考
	· 戊间争未有守/		Α	В	C(A-B)	D	E	F	G	Н	I	J(H—I)	
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
	合 計												

<sup>(</sup>注1)事業所等名称欄には、事業所種別も記入すること。(例:〇〇〇〇(就労継続支援B型事業所))

<sup>(</sup>注2)各欄に記入される金額は別紙(1)-②から④までの合計額とすること。

<sup>(</sup>注3)本表に記載できない場合は、適宜行を追加すること。

#### 別紙(1)-②

# 令和6年能登半島地震による社会福祉施設等設備災害復旧費の国庫補助金所要額内訳 【開設準備経費】

7 015 20	11.15.16.16.111.1111.111111111111111111											(単位:円)	
No.	設置主体名 (都道府県·市町村 ·民間事業者等)	事業所等名称	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費 実支出予定額	基準額	国庫補助 基本額	地方公共団体 補助額	国庫補助 所要額	既交付決定額	差引額	備考
	* 戊间争未有守/		Α	В	C(A-B)	D	E	F	G	Н	I	J(H—I)	
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
•	合 計												

<sup>(</sup>注1)事業所等名称欄には、事業所種別も記入すること。(例:〇〇〇〇(就労継続支援B型事業所))

<sup>(</sup>注2)E欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。

<sup>(</sup>注3)F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も低い額を記入すること。

<sup>(</sup>注4)本表に記載できない場合は、適宜行を追加すること。

#### 別紙(1)-3

# 令和6年能登半島地震による社会福祉施設等設備災害復旧費の国庫補助金所要額内訳 【災害復旧設備費】

7 015 20	11.15.16.16.111.1111.111111111111111111											(単位:円)	
No.	設置主体名 (都道府県·市町村 ·民間事業者等)	事業所等名称	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費 実支出予定額	基準額	国庫補助 基本額	地方公共団体 補助額	国庫補助 所要額	既交付決定額	差引額	備考
	* 戊间争未有守/		Α	В	C(A-B)	D	E	F	G	Н	I	J(H—I)	
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
•	合 計												

<sup>(</sup>注1)事業所等名称欄には、事業所種別も記入すること。(例:〇〇〇〇(就労継続支援B型事業所))

<sup>(</sup>注2)E欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。

<sup>(</sup>注3)F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も低い額を記入すること。

<sup>(</sup>注4)本表に記載できない場合は、適宜行を追加すること。

# 令和6年能登半島地震による社会福祉施設等設備災害復旧費の国庫補助金所要額内訳 【災害復旧大規模生産設備費】

<u>(都道府県·指定都市·中核市名)</u> (単位:円)

(旧)	<u> </u>	<u> 197</u>										(単位:円)	
No.	設置主体名 (都道府県·市町村 ·民間事業者等)	事業所等名称 (種別)	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費 実支出予定額	基準額	国庫補助 基本額	地方公共団体 補助額	国庫補助 所要額	既交付決定額	差引額	備考
	*		Α	В	C(A-B)	D	E	F	G	Н	I	J(H—I)	
1													
2													
3													
4													
5													<u> </u>
6													
7													<u> </u>
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													<u> </u>
	合 計												

<sup>(</sup>注1)事業所等名称欄には、事業所種別も記入すること。(例:〇〇〇(就労継続支援B型事業所))

<sup>(</sup>注2)E欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。

<sup>(</sup>注3)F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も低い額を記入すること。

<sup>(</sup>注4)本表に記載できない場合は、適宜行を追加すること。

都道府県・指定都市・中核市名

# 事 業 計 画 書 (総括表)

概	概	
要	要	

事業種別	箇所数	事業種別	箇所数
保護施設		就労定着支援事業所	
社会事業授産施設		自立生活援助事業所	
地域福祉センター(A型、B型)		障害者支援施設	
隣保館		短期入所事業所	
生活館		共同生活援助事業所	
生活困窮者・ホームレス自立支援センター		身体障害者社会参加支援施設	
へき地保健福祉館		盲人ホーム	
日常生活支援住居施設		市町村障害者生活支援センター	
介護福祉士等養成施設		地域活動支援センター	
居宅介護事業所		福祉ホーム	
重度訪問介護事業所		相談支援事業所	
同行援護事業所		婦人保護関係施設	
行動援護事業所		一時保護所	
療養介護事業所		婦人相談所	
生活介護事業所			
自立訓練事業所			
就労移行支援事業所			
就労継続支援事業所			

対象経費区分	対象経費の支出予定額 (円)	積算内訳 (必要に応じ資料を添付すること)	備考

# 事業計画書(個票)

	設置主体名	
概		
要		

事業種別	箇所数	事業種別	箇所数
保護施設		就労定着支援事業所	
社会事業授産施設		自立生活援助事業所	
地域福祉センター(A型、B型)		障害者支援施設	
隣保館		短期入所事業所	
生活館		共同生活援助事業所	
生活困窮者・ホームレス自立支援センター		身体障害者社会参加支援施設	
へき地保健福祉館		盲人ホーム	
日常生活支援住居施設		市町村障害者生活支援センター	
介護福祉士等養成施設		地域活動支援センター	
居宅介護事業所		福祉ホーム	
重度訪問介護事業所		相談支援事業所	
同行援護事業所		婦人保護関係施設	
行動援護事業所		一時保護所	
療養介護事業所		婦人相談所	
生活介護事業所			
自立訓練事業所			
就労移行支援事業所			
就労継続支援事業所			

対象経費区分	対象経費の支出予定額 (円)	積算内訳 (必要に応じ資料を添付すること)	備考

<sup>※</sup> 設置主体ごとに作成した別紙(2)-2の事業箇所数及び対象経費の合計が、別紙(2)-1と-致すること。

号 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事指定都市の長中核市の長

令和6年能登半島地震による社会福祉施設等設備災害復旧費補助金の 事業実績報告書について

令和 年 月 日厚生労働省発障 第 号で交付決定を受けた令和 6年能登半島地震による社会福祉施設等設備災害復旧費補助金に係る事業実績については、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 国庫補助金精算額 金 円
- 2 事業の種類
- 3 精 算 額 内 訳 別紙(1)のとおり
- 4 事業実績報告書 別紙(2)のとおり
- 5 都道府県(指定都市及び中核市)の歳入歳出決算(見込)書抄本

#### 別紙(1)一①

# 令和6年能登半島地震による社会福祉施設等設備災害復旧費の国庫補助金精算額内訳

<u>(都道府県·指定都市·中核市名)</u> (単位:円)

lo.	設置主体名 (都道府県·市町村 ·民間事業者等)	事業所等名称	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費 実支出額	基準額	国庫補助 基本額	地方公共団体 補助額	国庫補助 所要額	国庫補助 交付決定額	国庫補助 受入済額	差引過 不足額
	•民間事業者等) ————————————————————————————————————		Α	В	C(A-B)	D	E	F	G	Н	I	J	K(J-H
1													
2													
3													
4													
													1
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													-
													+
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													1
20													
20													<u> </u>
	合 計												

<sup>(</sup>注1)事業所等名称欄には、事業所種別も記入すること。(例:〇〇〇(就労継続支援B型事業所))

<sup>(</sup>注2)各欄に記入される金額は別紙(1)-②から④までの合計額とすること。

<sup>(</sup>注3)本表に記載できない場合は、適宜行を追加すること。

#### 別紙(1)-②

# 令和6年能登半島地震による社会福祉施設等設備災害復旧費の国庫補助金精算額内訳 【開設準備経費】

<u>(都道府県·指定都市·中核市名)</u>

lo.	設置主体名 (都道府県·市町村 ·民間事業者等)	事業所等名称	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費 実支出額	基準額	国庫補助 基本額	地方公共団体 補助額	国庫補助 所要額	国庫補助 交付決定額	国庫補助 受入済額	差引過 不足額
	•民間事業者等) ————————————————————————————————————		Α	В	C(A-B)	D	E	F	G	Н	I	J	K(J-H
1													
2													
3													
4													
-													-
5													
6													<u> </u>
7													
8													
9													
10													
11													
12													
													-
13													<u> </u>
14													
15													
16													
17													
18													+
19													+
													-
20													<u> </u>
	合 計												

<sup>(</sup>注1)事業所等名称欄には、事業所種別も記入すること。(例:〇〇〇(就労継続支援B型事業所))

<sup>(</sup>注2)E欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。

<sup>(</sup>注3)F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も低い額を記入すること。

<sup>(</sup>注4)本表に記載できない場合は、適宜行を追加すること。

#### 別紙(1)-3

# 令和6年能登半島地震による社会福祉施設等設備災害復旧費の国庫補助金精算額内訳 【災害復旧設備費】

No.	設置主体名 (都道府県·市町村 ·民間事業者等)	事業所等名称	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費 実支出額	基準額	国庫補助 基本額	地方公共団体 補助額	国庫補助 所要額	国庫補助 交付決定額	国庫補助 受入済額	差引過 不足額
	•民間事業者等)		Α	В	C(A-B)	D	E	F	G	н	I	J	K(J-H)
1													
2													
3													
4													+
5													
6													-
0													-
7													<del> </del>
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													-
17													+
-													+
18													<del> </del>
19													<del>                                     </del>
20													
	合 計												

<sup>(</sup>注1)事業所等名称欄には、事業所種別も記入すること。(例:〇〇〇(就労継続支援B型事業所))

<sup>(</sup>注2)E欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。

<sup>(</sup>注3)F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も低い額を記入すること。

<sup>(</sup>注4)本表に記載できない場合は、適宜行を追加すること。

#### 別紙(1)-④

# 令和6年能登半島地震による社会福祉施設等設備災害復旧費の国庫補助金精算額内訳 【災害復旧大規模生産設備費】

(都道府県・指定都市・中核市名)

(都)	道府県・指定都市・中核市	<u>名)</u>	Т								1	(単位:円)	
No.	設置主体名 (都道府県·市町村 ·民間事業者等)	事業所等名称 (種別)	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費 実支出額	基準額	国庫補助 基本額	地方公共団体 補助額	国庫補助 所要額	国庫補助 交付決定額	国庫補助 受入済額	差引過 不足額
	・氏间争兼石寺)	(1277)	Α	В	C(A-B)	D	E	F	G	Н	I	J	K(J-H)
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
	<u></u> 숨 計	<u>I</u>											<del>                                     </del>
											1		

<sup>(</sup>注1)事業所等名称欄には、事業所種別も記入すること。(例:〇〇〇(就労継続支援B型事業所))

<sup>(</sup>注2)E欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。

<sup>(</sup>注3)F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も低い額を記入すること。

<sup>(</sup>注4)本表に記載できない場合は、適宜行を追加すること。

# 事 業 実 績 報 告 書 (総括表)

	都道府県·指定都市·中核市名	
概		
要		

事業種別	箇所数	事業種別	箇所数
保護施設		就労定着支援事業所	
社会事業授産施設		自立生活援助事業所	
地域福祉センター(A型、B型)		障害者支援施設	
隣保館		短期入所事業所	
生活館		共同生活援助事業所	
生活困窮者・ホームレス自立支援センター		身体障害者社会参加支援施設	
へき地保健福祉館		盲人ホーム	
日常生活支援住居施設		市町村障害者生活支援センター	
介護福祉士等養成施設		地域活動支援センター	
居宅介護事業所		福祉ホーム	
重度訪問介護事業所		相談支援事業所	
同行援護事業所		婦人保護関係施設	
行動援護事業所		一時保護所	
療養介護事業所		婦人相談所	
生活介護事業所			
自立訓練事業所			
就労移行支援事業所			
就労継続支援事業所			

対象経費区分	対象経費の支出額 (円)	積算内訳 (必要に応じ資料を添付すること)	備考

Nο		

# 事業実績報告書(個票)

設置主体名			

事業種別	箇所数	事業種別	箇所数
保護施設		就労定着支援事業所	
社会事業授産施設		自立生活援助事業所	
地域福祉センター(A型、B型)		障害者支援施設	
隣保館		短期入所事業所	
生活館		共同生活援助事業所	
生活困窮者・ホームレス自立支援センター		身体障害者社会参加支援施設	
へき地保健福祉館		盲人ホーム	
日常生活支援住居施設		市町村障害者生活支援センター	
介護福祉士等養成施設		地域活動支援センター	
居宅介護事業所		福祉ホーム	
重度訪問介護事業所		相談支援事業所	
同行援護事業所		婦人保護関係施設	
行動援護事業所		一時保護所	
療養介護事業所		婦人相談所	
生活介護事業所			
自立訓練事業所			
就労移行支援事業所			
就労継続支援事業所			

対象経費区分	対象経費の支出額 (円)	積算内訳 (必要に応じ資料を添付すること)	備考

※ 設置主体ごとに作成した別紙(2)-②の事業箇所数及び対象経費の合計が、別紙(2)-①と一致すること。

 番
 号

 年
 月

 日

殿

補助事業者名

## 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日厚生労働省発障 第 号により交付決定を受けた令和6年能登 半島地震による社会福祉施設等設備災害復旧費補助金について、交付要綱の【7の(8)若しく は7の(12)のウ】の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条 の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額 (要国庫補助金等返還相当額)

金 円

3 添付書類

記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、 特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。